

原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する 政令案について

1. 改正の概要

(1) 機構の借入金及び機構債の発行の限度額の変更

機構は、主務大臣の認可を受けて、資金の借入れまたは機構債の発行をすることができる。

その限度額は施行令において規定することとされており、予算総則における政府保証の上限額と同額としている。

現在は、平成23年度予算の政府保証の上限額に合わせて「2兆円」としているが、平成24年度予算において政府保証の上限額が「4兆円」にされたことから、借入金等の限度額を「4兆円」に変更する。

(2) 機構による国庫納付の手続

機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、原子力事業者から納付される負担金等を基に、国庫納付金を納付しなければならない。

各原子力事業者の負担金については分割納付することができるため、それに合わせて機構の国庫納付手続についても分割納付できるよう措置する。

2. 今後の予定

閣議決定※：平成24年6月下旬

※原子力損害賠償支援機構は7月31日までに国庫納付を行わなければならない。分割納付が認められない場合、借入れ手続が必要であり、その手続には1か月を要する。

(参照条文)

○原子力損害賠償支援機構法

(負担金の納付)

第三十八条 原子力事業者(次に掲げる者(これらの者であった者を含む。)であつて、原子炉の運転等(賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。)をしているものをいう。以下同じ。)は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の負担金は、当該事業年度の終了後三月以内に納付しなければならない。ただし、当該負担金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

3・4 (略)

(利益及び損失の処理)

第五十九条 (略)

1～3 (略)

4 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならない。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余がある場合において、第四項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき」とする。

(借入金及び原子力損害賠償支援機構債)

第六十条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は原子力損害賠償支援機構債(以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2～8 (略)

○原子力損害賠償支援機構法施行令

(国庫への納付手続)

第二条 原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)は、法第五十九条第四項の規定による納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 機構は、法第五十九条第四項の規定による納付金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他主務省令で定める書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。

(借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額)

第四条 法第六十条第三項に規定する政令で定める額は、二兆円とする。